

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十一年一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ヤマダ電機テックランド奈良桜井店

所在地 桜井市大字阿部三五六一三ほか三十六筆

二 桜井市から聴取した意見の概要

1 本件開発に当たっては、事前に地元自治会と十分協議し、区の運営等に支障のないように対応すること。また、苦情等が発生しないよう十分配慮すること。万一支障等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。

2 地元区長をはじめ近隣関係住民と事前に立地の協議を行い、後日苦情がないように了解を得ること。また、諸手続後、開発（建築）工事、竣工後の店舗営業等に際して、騒音、振動、粉塵、悪臭等により周辺環境が悪化することのないよう、関係諸法令を遵守し万全を期すとともに、万一苦情が発生した場合は、事業者の責任において誠意をもって迅速に解決に努めること。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を遵守し、適正に処理すること。

4 事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者自ら処理すること。
なお、桜井市グリーンパークに搬入する場合は、左記の事項を遵守すること。

(1) 桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第四条に基づき、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届を桜井市環境部に提出すること。

(2) 可燃物、不燃物及び資源物に分別し、廃棄物の減量に努めること。

(3) 廃棄物等保管場所として、充分かつ適切に収納できる容積を設けること。

(4) 粗大ごみ及び資源物は自己処理すること。

(5) 土曜日、日曜日及び祝祭日の搬入は、行わないこと。

5 下流の受益者の同意を得るとともに、既設の道路、水路等の保全に努め、隣地農地に被害を及ぼさないよう十分に注意し、もし被害のあった場合は責任を持って補償すること。

6 当該建築物に係る屋外広告物や案内等について、奈良県屋外広告物条例及び桜井市奈良県屋外広告物条例施行規則に基づく許可申請手続により許可を受けるとともに、これらを遵守すること。

7 文化財保護法に基づく届出書と、設計又は工事の内容に変更が生じた場合は速やかに変更届を提出すること。また、工事等に際して遺構又は遺物が発見された場合も、速やかに桜井市教育委員会へ届出すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十一年一月三十日から同年三月二日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで